

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

競争参加資格は、全省庁統一資格の「物品の販売」にかかる等級がD等級以上となります。

- 3 契約書の要否…要
適用する契約条項…駐屯地標準契約書の物品売買契約条項、談合等不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

4 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積り依頼書 公告日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	備考
109	可搬型Web会議セットほか 1件	陸上自衛隊伊丹駐屯地 (伊丹市緑ヶ丘7丁目1番地1)	8.3.31	8.2.9	8.2.18 1100	8.2.18 1100	

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所

住所 〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1番地1
 契約機関名 陸上自衛隊伊丹駐屯地 会計隊本部契約班(担当:田中)
 電話番号 072-782-0001(内線:3440)
 FAX番号 072-782-0035
 メールアドレス plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 (QRコードについては公式サイトにアクセスできます。)

(仕様書に関する事項)

機関名 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部防衛部防衛課(担当:柏原)
 電話番号 072-782-0001(内線:2352)



陸上自衛隊仕様書			
物品番号	—	仕様書番号	
可搬型Web会議セット	—		
	作成	令和	8年 1月 23日
	変更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	中部方面総監部防衛部防衛課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊中部方面総監部において使用する可搬型Web会議セットについて規定する。

1.2 用語・定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

障害等リスク

情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害などのリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。）をいう。

ソースコード等

機器等に用いられるソースコード，プログラム，電子部品，機器などをいう。

1.2.3

サプライチェーン・リスク

陸上自衛隊の装備品等又は役務の調達に際し，契約物品（役務対象物品又は寄託品を含み，ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）などの取扱いに係るサプライチェーンにおいて，障害等リスクが潜在するソースコード等の埋込み，組込み，その他官側の意図しない変更が行われるリスクをいう。

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は，表1による。

表1—構成

番号	名称	数量 ^{a)}
	可搬型Web会議セット	—
1	カメラ	1
2	三脚	1
3	スピーカA	1
4	スピーカB	2
5	マイク	5
6	変換器	1
7	運搬用容器A	1

表1-構成（続き）

番号	名称	数量 ^{a)}
8	運搬用容器B	1
9	ロールアップバナー	1
注 ^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。		

2.2 機能・性能

機能及び性能は、次によるほか、**図1**を参照する。

2.2.1 カメラ

- a) リモートコントローラーの操作によって、パン、チルト及びズーム機能の使用が可能である。
- b) オートフォーカス機能をもつ。
- c) 5以上のプリセットの登録が可能である。
- d) **表1**番号2の三脚への着脱が可能であり、ねじ穴は、1/4インチサイズ（1/4-20UNC）とする。
- e) 映像出力のインターフェースは、SDIとする。
- f) 入力電源は、AC100Vとする。
- g) 重量は、2.5kg以下とする。

2.2.2 三脚

- a) **表1**番号1のカメラへの着脱が可能であり、ねじは、1/4インチサイズ（1/4-20UNC）とする。
- b) **表1**番号1のカメラとワンタッチでの着脱（クイックシュー）が可能である。
- c) 耐荷重は、2.5kg以上とする。
- d) 重量は、2kg以下とする。
- e) 折畳み時の全長は、600mm以下とする。

2.2.3 スピーカA

- a) USBケーブルによって、laptopへの接続が可能である。
なお、専用のソフトウェア、ドライバなどを介することなくWindows上で汎用インターフェースとして認識することができ、'Cisco Jabber'などのWeb会議ソフトウェアでデバイスの選択・使用が可能である。
- b) LANケーブルによって、**表1**番号5のマイクを5台以上接続可能である。
- c) 受信音量の調整が可能である。
- d) 入力電源は、AC100Vとする。
- e) 重量は、2kg以下とする。

2.2.4 スピーカB

- a) USBケーブルによって、laptopへの接続が可能である。
なお、専用のソフトウェア、ドライバなどを介することなくWindows上で汎用インターフェースとして認識することができ、'Cisco Jabber'などのWeb会議ソフトウェアでデバイスの選択・使用が可能である。
- b) スピーカ・マイク一体型とし、マイクはボタンによってアクティブ/ミュートの切替操作が可能である。また、マイクのアクティブ/ミュートの状態が、ランプなどによって視覚的に判別可能である。
- c) ケーブルによって、この製品を1台以上増設である。

- d) 受信音量の調節が可能である。
- e) 卓上に設置し、複数方向の集音が可能である。
- f) 入力電源は、AC100 Vとする。
- g) 重量は、1 kg以下とする。

2.2.5 マイク

- a) LANケーブルによって、表1番号3のスピーカAへの接続が可能である。
なお、最大接続台数は、5台上とする。
- b) ボタンによってアクティブ/ミュートの切替え操作が可能であり、アクティブ/ミュートの状態が、ランプなどによって視覚的に判別可能である。
- c) 音量の調節が可能である。
- d) 卓上に設置し、複数方向の集音が可能である
- e) 入力電源は、AC100 Vとする。
- f) 重量は、500 g以下とする。

2.2.6 変換器

- a) USBケーブルによって、laptopへの接続。使用が可能である。
なお、専用のソフトウェア、ドライバなどを介することなくWindows上で汎用インターフェースとして認識することができ、'Cisco Jabber'などのWeb会議ソフトウェアでデバイスの選択・使用が可能である。
- b) 映像入力のインターフェースは、SDI対応とする。
- c) 液晶画面をもち、表1番号1のカメラによって映し出された映像の確認が可能である。
- d) 入力電源は、AC100 Vとする。
- e) 重量は、1 kg以下とする。

2.2.7 運搬用容器A

- a) 表1番号1のカメラ、番号4のスピーカB、番号6の変換器、表2番号1・2の映像ケーブルA・B、番号6の音声ケーブルA・Dの収納が可能である。
- b) 外殻の素材は、樹脂製であり、色は、OD、暗緑色、カーキ又は黒とする。
- c) 平置き時に、少なくとも容器内部の底面及び蓋面にウレタンなどの緩衝材をもち、器材に対する衝撃を緩和する構造とする。
- d) 持ち手付きとする。
- e) 内寸は、平置き状態で400 mm (W) × 230 mm (D) × 260 mm (H) 以上とする。

2.2.8 運搬用容器B

- a) 表1番号3のスピーカA、番号5のマイク及び表2番号3・4・5の音声ケーブルA・B・Cの収納が可能である。
- b) 外殻の素材は、樹脂製であり、色は、OD、暗緑色、カーキ又は黒とする。
- c) 容器内部の底面及び蓋面にウレタンなどの緩衝材をもち、平置き時に、器材に対する衝撃を緩和する構造とする。
- d) 持ち手付きとする。
- e) 内寸は、平置き状態で490 mm (W) × 360 mm (D) × 200 mm (H) 以上とする。
以上とする。

2.2.9 ロールアップバナー

- a) 垂直に盤面（スクリーン）を引き延ばして設置可能である。
- b) 使用時（引き延ばし時）に固定する支柱を3本以上もつ。

- c) 奥行きは省スペース対応である。
- d) 格納時はロール式に巻き取ることが可能であり、可搬性が考慮された形状である。
- e) 本体使用時（引き延ばし時）の奥行きは、400 mm以下とする。
- f) 盤面（スクリーン）のサイズは、幅2000 mm以上、高さ2000 mm以上とする。
- g) 重量は、8 kg以下とする。
- h) 生地は、ターポリンとする。
- i) 原稿のデータ及び印刷は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応に関する要求

- a) 契約物品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み、組込み、その他官側の意図しない変更が行われていないものでなければならない。
- b) 契約物品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み、組込み、その他官側の意図しない変更が行われない相応の管理、その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 付属品

付属品は、表2による。

表2—付属品

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	映像ケーブルA	1	a) 同軸ケーブル（SDI）とする。 b) 長さは、10 m以上とする。 c) BNCプラグ付きとする。 d) 表1番号1のカメラと番号6の変換器接続用
2	映像ケーブルB	1	a) USBケーブルとし、laptop側は、Type Aとする。 b) 長さは、1 m以上とする。 c) 表1番号6の変換器とlaptop接続用
3	音声ケーブルA	1	a) USBケーブルとし、laptop側は、Type Aとする。 b) 長さは、5 m以上とする。 c) 表1番号3のスピーカAとlaptop接続用
4	音声ケーブルB	1	a) USBケーブルとし、laptop側は、Type Aとする。 b) 長さは、5 m以上とする。 c) 表1番号4のスピーカBとlaptop接続用
5	音声ケーブルC	1	a) LANケーブルとする。 b) 長さは、5 m以上とする。 c) 表1番号3のスピーカAと番号5のマイク接続用

表2-付属品（続き）

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
6	音声ケーブルD	4	a) LANケーブルとする。 b) 長さは、1 m以上とする。 c) 表1番号5のマイク増設用
7	音声ケーブルE	1	a) 長さは、1 m以上とする。 b) 表1番号4のスピーカB増設用
8	リモートコント ローラー	1	a) 表1番号1のカメラ操作用 b) 赤外線などの無線方式とする。
9	収納袋A	1	a) 表1番号2の三脚収納用 b) 持ち手付きとする。
10	収納袋B	1	a) 表1番号9のパナーロール用 b) 持ち手付きとする。
注 ^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

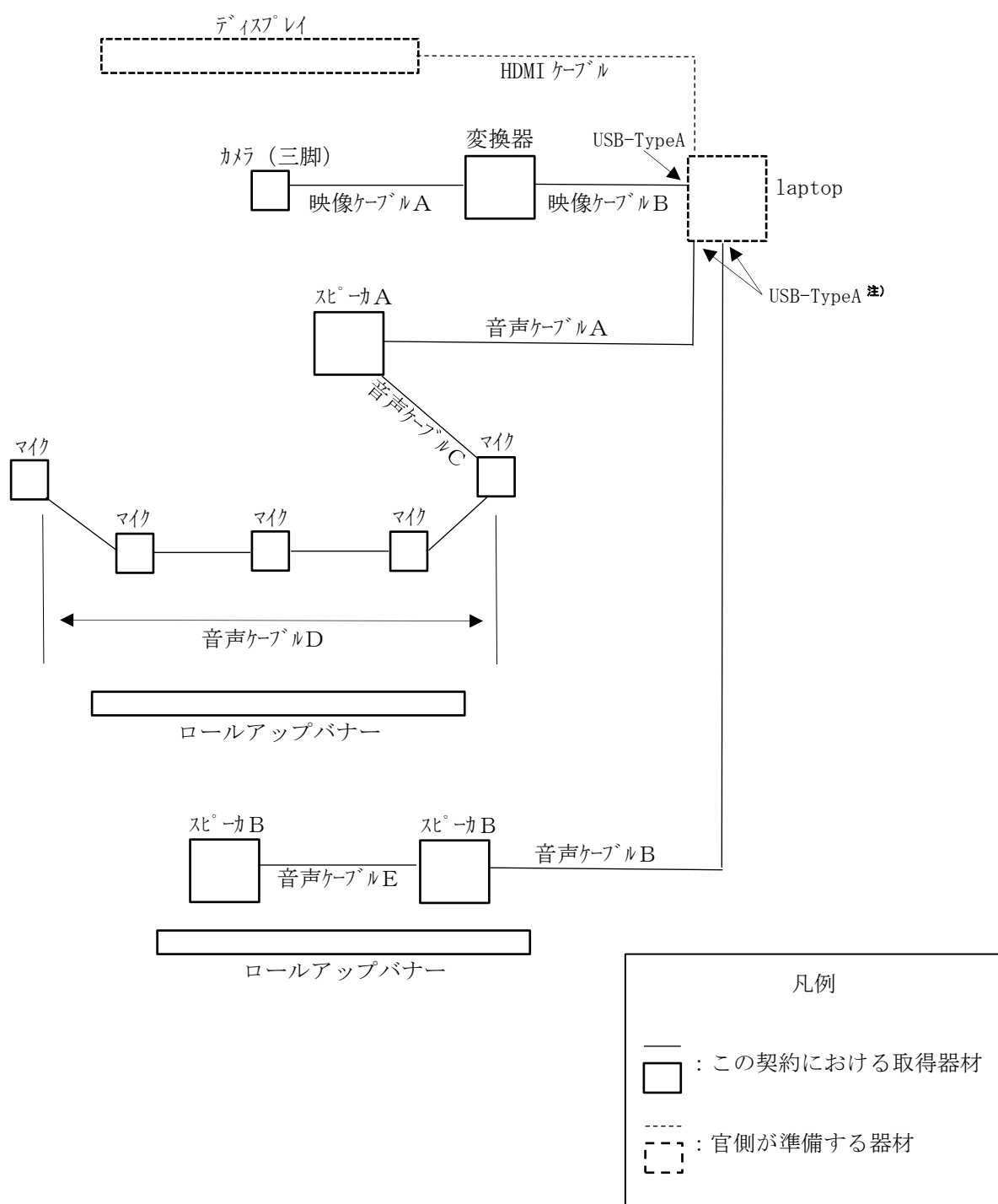
4 その他の指示

4.1 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。

4.2 連絡調整先

この役務において、契約担当官が所掌する事務以外に関する連絡調整先は、調達要領指定書によって指定する。



注記： スピーカ A 及びスピーカ B の laptop への接続 (USB) は、いずれか片方とし、同時に接続して使用することはない。

図1-接続図

調達要領指定書	調達要求番号	5QBE1A10023
	調達要求年月日	令和8年1月27日
	作成部隊等	中部方面総監部防衛部防衛課
	作成年月日	令和8年1月23日
件名	可搬型Web会議セット	
仕様書番号	-	

規定事項

1 仕様書の2.1

表1の番号9 ロールアップバナーの数量を「0」とする。

2 仕様書の4

表2の番号1の映像ケーブルA及び番号10の収納袋Bの数量をそれぞれ「0」とする。

3 仕様書の4.2

中部方面総監部防衛部防衛課 柏原 幸治 (かしはら こうじ)

電話：072-782-0001 (内線2352)

メール：g3sys-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸自クローズ系クラウド基盤作戦室等用 構成品借上（中部方面隊他） （06換装）	GS-C906707	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 6年 6月20日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 通信電子部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する陸自クローズ系クラウド基盤作戦室等用構成品（中部方面隊他）（以下，“当該装置”という。）の借上（06換装）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

陸自クローズ系クラウド基盤

共通サービス、個別サービス及び管理サービスを提供する基盤をいう。

1.2.2

共通サービス

陸自クローズ系クラウド基盤の利用者が各部隊等間で、情報・認識の共有を図り、任務遂行及び業務実施に当たり、共通的に使用するサービスをいう。

1.2.3

個別サービス

陸自クローズ系クラウド基盤のサービスとして陸自指揮システム、陸自指揮システム（指揮管理通信機能）、陸自網管理装置、陸自電算機防護システム、陸自情報支援システム、戦術教育システム、システム運用教育用システム、弾薬類システム、運用解析装置、指揮所訓練統制支援システム及び飛行管理システムで提供していたサービスを利用者が共通端末を用いて使用するサービスをいう。

1.2.4

管理サービス

陸自クローズ系クラウド基盤のシステム管理者が仮想化基盤上で動作するリソースなどの設定、サービスの管理、監視及び継続利用を可能にするサービスをいう。

1.2.5

D I I クローズ系

D I I は、Defense Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の略称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築される超高速・大容量のネットワークをいい、オープン系とクローズ系に区分される。D I I クローズ系は、D I I データ通信網のうち、防衛省外と接続しないネットワークをいう。

1.2.6

C O T S

Commercial off-The-Shelfの略語で、民生品（商用製品・市販品）をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものとし、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GS-C906408	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (延長)
GS-C906433	陸自クローズ系クラウド基盤構成品借上 (延長)
GS-C906490	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (その2) (延長)
GS-C906535	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (西方拠点) (延長)
GS-C906539	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (北方拠点) (その2) (延長)
GS-C906540	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (中央拠点) (その3) (延長)
GS-C906578	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (中央拠点) (その4) (延長)
GS-C906579	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (中央拠点) (その5) (延長)
GS-C906616	陸自クローズ系クラウド基盤借上 (中央拠点) (その6) (延長)
HS-X192640	陸自クローズ系クラウド基盤の設計
HS-X192779	陸自クローズ系クラウド基盤の設計 (その2)
HS-X192800	指揮統制サービスソフトウェアの改修 (令和5年度歳出分)
HS-X192805	指揮統制サービスソフトウェアの改修 (令和5年度国債分 (その1))
HS-X192815	指揮統制サービスソフトウェアの改修 (令和5年度国債分 (その2))
HS-X507989	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務

b) 法令等

著作権法 (昭和45年 法律第48号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年 法律第100号)

知的財産基本法 (平成14年 法律第122号)

秘密保全に関する訓令 [防衛省訓令第36号 (19. 4. 27)]

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号 (19. 9. 20)]

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて (通達) [防防調第4608号 (19. 4. 27)]

陸上自衛隊の情報保証に関する達 [陸上自衛隊達第61-8号 (19. 12. 17)]

リスク管理枠組み (RMF) におけるセキュリティ管理策について (通知) [防整サ第14550号 (5. 7. 3)]

情報システムにおけるリスク管理枠組み (RMF) 実施要領等について (通知) 別添 (注意) [防整サ第14551号 (5. 7. 3)]

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について (通達) [防運情第9248号 (19. 9. 20)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) [防装庁 (事) 第137号 (4. 3. 31)]

電子計算機の賃貸借契約 (リース以外) に係る借上機器の確認実施要領 [電 (電) -C-000

01]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装武第188号（31.1.9）〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第807号（3.1.21）〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部）

政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）（令和5年7月4日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）

c) その他

陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書（令和5年度統合版）

陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書（令和5年度統合版）

陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書（令和5年度統合版）

陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書（令和5年度統合版）

陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書（令和5年度統合版）

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) 規格

EIA/ECA-310 Cabinets, racks(including 19-inch racks, rackunits), panels and associated equipment standard

NEMA NEMA Connector 5-15(two-pole with ground pin)

VESA VESA Mount

b) 仕様書

GS-C685008 師団等指揮システム

GS-C645555 対空戦闘指揮統制システム

GS-C645770 火力戦闘指揮統制システム

GS-C833271 ヘリコプター映像伝送装置GUXC-1-E

GS-C834903 ヘリコプター映像伝送配信装置

GS-C905534 駐屯地等情報基盤装置

GS-C905980 陸自情報支援システム借上

GS-C905984 陸自指揮システム構成品借上（中部方面隊）

GS-C906021 運用解析装置借上

GS-X906072 陸幕システム構成品借上

GS-C906196 陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上

GS-C906225 指揮所訓練センターシステム借上（中部方面隊）

GS-C906319 陸自電算機防護システム借上

GS-C906376 陸自情報支援システム借上（その2）

J S O - 1 6 - 6 0 0 7 コンピュータ・システム共通運用基盤（COE）の部品の拡
充（その1）

1.4 別冊

別冊 秘密事項の指定等（部内限り）

2 調達案件の概要

2.1 当該事業の概要

この事業は、平成29年度に設置した陸幕システム構成品借上（その7）（29増設）及び平成30年度に設置した陸幕システム構成品借上（その8）（30増設）の機器のうち、司令部などの作戦室などにおいて各級指揮官の指揮統制に資するため、陸自クローズ系クラウド基盤収容システムなどから伝送された各種情報・映像を大型スクリーンなどに出力するための大型表示装置、映像情報統制装置などを換装し、陸自クローズ系クラウド基盤構成品として導入する事業である。

2.2 当該業務期間

当該業務の実施期間の細部は、調達要領指定書による。

3 製品に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、“陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書（令和5年度統合版）”，“陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書（令和5年度統合版）”，“陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書（令和5年度統合版）”，“陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書（令和5年度統合版）”，“陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書（令和5年度統合版）”（以下，“各種設計書”という。）に基づくほか次による。

- a) 当該装置の機器賃貸借及び保守について、システム運用事業、アプリケーション改修事業、データ移行事業などの事業者と調整及びデータ受入れは、HS-X507989の技術統制を受ける。
 - 1) 賃貸借期間開始までに、HS-X192640及びHS-X192779に基づきハードウェア及びソフトウェアのパラメータ設定を実施し、賃貸借期間開始後の当該装置としての動作を担保する。
 - 2) 賃貸借期間において、HS-X192800、HS-X192805及びHS-X192815の契約相手方の事業者が実施するアプリケーションの導入、データ移行及び総合試験に協力する。
 - 3) 賃貸借期間において、保守対応については、GS-C906408、GS-C906433、GS-C906490、GS-C906535、GS-C906539、GS-C906540、GS-C906578、GS-C906579及びGS-C906616の契約相手方の事業者と連携する。
- b) 当該装置の構成品は、通常、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”の第6条第3項による基本方針を満足することとする。
- c) 当該装置において賃貸借する製品サポートは、特別な理由がない限り、賃貸借期間終了時まで継続されていなければならない。
- d) 当該装置の情報セキュリティ対策として、“防衛省の情報保証に関する訓令”“防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）”及び“陸上自衛隊の情報保証に関する達”で規定する情報保証機能を設けることとする。

- e) 当該装置の情報保証は、“リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）”及び“情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）別添（注意）”を基準とする。

なお、セキュリティ分類（機密性、完全性及び可用性）は、“高”を適用する。

- f) 装置、OSなどの初期設定値は、前項のセキュリティ分類に整合させなければならない。
- g) D I Iクローズ系が提供するウイルス対策ソフトウェアの組込みが可能な製品とする。
- なお、当該ソフトウェアの導入、教育及び維持管理は、官側が実施することとし、細部は、官側との調整による。
- h) 官側が準備するファイル暗号化ソフトウェア及び防護エージェントの組込みが可能な製品とする。
- なお、当該ソフトウェアの導入、教育及び維持管理は、官側が実施する。
- i) OSを含むCOTSソフトウェアについては、努めて最新のセキュリティ修正プログラムを適用する。
- j) 今後の借上事業において情報システムリソースが追加されることを考慮し、設置スペース、装置の拡張性及び業務の継続性を踏まえた構成とする。
- k) 当該装置の構成は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、当該装置の構成品のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。また、設置後、官側から指示があった場合は、速やかに対象製品の製造元などに関する資料を提出しなければならない。
- l) 契約の相手方は、“デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）”（以下、“標準ガイドライン”という。）の“別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容”（以下、“別紙3”という。）の以下に掲げる事項について記載した情報資産管理標準シート等を作成し、提出しなければならない。

- 1) **契約金額の内訳** 契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3の1項に従い、標準ガイドライン“別紙2 情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載したエクセルの電子データを契約締結後速やかに作成し、提出しなければならない。
- 2) **情報資産管理標準シート** 契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3の2項に従い、情報資産管理標準シートを各工程の実施要領等で定める時期までに提出しなければならない。

なお、情報資産管理標準シートの様式は、官側の指示に従わなければならない。

- 3) **その他** 契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3の3項1)、2)及び12)に従って作成した情報を各工程の実施要領等で定める時期までに提出しなければならない。

3.2 構成

当該装置の構成図は、図2を基準とするほか、構成（ハードウェア構成の一覧）については、表1による。

3.3 機能・性能

機能及び性能は、次による。

- a) 機能及び性能は、表2による。また、表3のソフトウェアを適用する。

なお、表3に示すソフトウェアと組み合わせることによって、表2に示す機能をもつ。この場合、当該ソフトウェアを有効に活用するとともに、表2について、構成の使用要件に最も適した数量と

する。

- b) “IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）”に基づき、当該装置は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害などのリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下、“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器など（以下、“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

3.4 設置場所及び数量

設置場所及び数量は、表4による。

4 確認

確認は、“電子計算機の賃貸借契約（リース以外）に係る借上機器の確認実施要領 [電（電）－C－00001]”を基準とし、この契約期間中に改正などがあった場合は、最新版を適用する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表5による。また、細部は、提出先との調整による。

表5－提出書類

番号	提出書類	記載内容	数量		提出時期	提出先
			DVD-R ^{*)}	紙媒体		
1	全体作業計画書	全体工程表及び現地確認要領	1	1	契約締結後、速やかに。	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 DVD-Rは、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課とし、紙媒体は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課及び表7の各部隊
2	試験実施計画書	試験スケジュール及び試験内容	1	1	試験実施前までに。	
3	試験実施報告書	試験結果	1	1	試験実施後、速やかに。	
4	ソフトウェアライセンス証書（写）	—	1	1	賃貸借期間開始までに。	
5	ソフトウェアライセンス一覧	—	1	1		
6	教育資料	利用者向けの操作手順書	1	10		
7	初期設定報告書	設定実施計画、各装置の設定結果（パラメータシートを含む。）	2	10		
8	保守点検実施計画書（定期保守含む。）	保守点検の内容、実施体制、実施方法、作業による影響及びスケジュール	1	10	5.7 c)によるほか、細部は官側との調整による。	
9	保守業務実施要領書（定期保守含む。）	保守点検の範囲、保守体制、対応手順、動作確認方法及び保全管理	1	10		

表5-提出書類（続き）

番号	提出書類	記載内容	数量		提出時期	提出先
			DVD-R ^{a)}	紙媒体		
10	保守作業等報告書（定期保守含む。）	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名及び作業時間	1	10	保守点検後，速やかに。	DVD-Rは，陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課とし，紙媒体は，陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課及び表7の各部隊
11	障害等報告書	作業日時，作業等内容，発生原因，処置，動作確認内容，構成の変更内容，支援内容，じ後の対策及び作業内容ごとの作業時間	1	10	障害対処完了後，速やかに。	
12	消耗品一覧表	—	1	10	契約締結後，速やかに。	
13	交換部品一覧表	—	1	10		
14	情報資産管理標準シート等	契約金額の内訳 ^{b)}	1	—	各工程の実施要領等で定める時期までに。	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課
		情報資産管理標準シート	1	—		
		その他	1	—		

注記 提出前に陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課の確認を受ける。
 なお，確認要領については，官側との調整による。
注^{a)} 提出資料のデータのファイル形式は，Word，Excel，Power Pointのいずれか又はPDFとする。
注^{b)} データのファイル形式は，Excelとする。

5.2 無償貸付品

無償貸付品は，GLT-CG-Z000001の箇条5による。また，表6及び官側が必要と認めたものについて受けることができる。

なお，賃貸借期間開始日までに返納しなければならない。

表6-無償貸付品

番頭	名称	秘区分	数量	貸付・返納時期	貸付・返納場所
1	リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）	なし	1	官側との調整による。	官側との調整による。
2	情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）別添（注意）	注意	1		
3	陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書（令和5年度統合版）	なし	1式		
4	陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書（令和5年度統合版）	なし	1式		

表6—無償貸付品（続き）

番頭	名称	秘区分	数量	貸付・返納 時期	貸付・返納 場所
5	陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書（令和5年度統合版）	なし	1式	官側との調整による。	官側との調整による。
6	陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書（令和5年度統合版）	なし	1式		
7	陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書（令和5年度統合版）	なし	1式		
注記 当該装置借上に関する基礎情報として貸し付ける。					

5.3 保全性及び情報保証

保全性及び情報保証は、次による。

なお、細部は、官側との調整による。

- a) “リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）”において、定められるセキュリティ管理策のうち、官側が指定するセキュリティ管理策の要件を満たさなければならない。
- b) 当該装置で取り扱う情報は、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”による“注意”，“部内限り”及び“区分なし”とする。
- c) 契約の相手方は、当該装置に関する物件、文書などで“秘”に指定されたものの取扱いは、“秘密保全に関する訓令”に基づくほか、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- d) 当該装置の操作ログ及びアクセスログを取得、監視及び5年以上保存可能とする。
 なお、必要に応じ、当該ログのデータを可搬記憶媒体によって安全に取り出し可能とする。
- e) 音声翻訳装置がある場合について、可搬記憶媒体にデータを出力する場合は、ファイル暗号化ソフトを利用して暗号化可能とする。
 なお、暗号化の方式はAES方式とし、zip形式でファイル化する。
- f) 当該装置は、官側が認めたソフトウェアのアップデートなどの保守対応時を除き、インターネットに接続できないようにする。また、インターネットに接続する場合、ログなど当該装置が保有するデータがインターネット側に伝送されないようにする。
- g) 権限のない第三者に情報が漏れないようにするとともに、情報にアクセスできないようにする。
- h) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）の第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
 - 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達の第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- i) 当該装置の賃貸借期間終了に伴い、別途契約する撤去役務などにおいて、ハードディスクなどの記憶媒体については、“政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）”及び“政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）”に基づき、契約の相手方がデータ消去ソフトウェアなどによって電子計算機情報を消去し、実行を官側が確認可能とする。データ消去ソフトウェアなどで消去することができない場合には、官側の立ち合いによって消磁的破壊又は物理的破壊によって消去する。

なお、消磁的破壊又は物理的破壊については、官側が通知する品目などに適用する。

5.4 当該装置借上の実施体制

契約の相手方は、当該装置借上の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 前項 a) の業務従事者が、当該装置借上に要求する特定の経験、資格、業績などをもたなければならない。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前項 b) に掲げるほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績などをもたなければならない。
- d) 前項 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にななければならない。
- e) 契約の相手方は、当該装置と同等規模以上の全国規模のネットワークシステム及び複数拠点で構成された稼働実績のあるプライベートクラウドシステムの契約実績をもつ。

5.5 据付・調整

据付け及び調整は、**図1**を参考とするほか、次による。ただし、細部は、官側との調整による。

- a) **全体作業計画** 契約の相手方は、全体工程表及び現地確認要領を記載した全体作業計画書を作成し、契約締結後、速やかに官側に提出し、その内容について官側の確認を受ける。
なお、必要に応じて現地調査を実施し、当該装置の設置場所における機器の細部設置場所、電源、配線経路などを確認することとし、細部は、官側との調整による。この際、非常用電源の電源系統を確認し、既設の無停電電源装置と機能が重複しないよう配線を計画する。
- b) **初期設定** 初期設定は、次による。
 - 1) 契約の相手方は、賃貸借期間開始までに初期設定作業として設定及び調整作業を行う。また、当該装置を構成するハードウェア及びソフトウェアのパラメータ設計を実施し、作成したパラメータシートなどを含め作業結果として初期設定報告書を作成し、賃貸借期間開始までに官側に提出する。ただし、初期設定すべきパラメータについては、HS-X507989の契約の相手方へのヒアリングなどを実施して決定する。
なお、細部は、官側との調整による。
 - 2) 契約の相手方は、セキュリティ分類“高”へ対応し、該当する市販品において設定、調整及び検証作業を行う。

- 3) 市ヶ谷LANなどとネットワーク接続するに当たっては、接続先への影響を考慮したネットワーク設定を行い、ネットワークを構築する。
 - 4) 要求する機能性能が動作するよう各機器のハードウェア、OSなどの設定を行うとともに、所要の機器に必要なソフトウェア（ウイルス対策ソフト以外の官側ソフトウェアを除く）をインストールし、必要な設定、調整及び動作確認を実施する。また、官側が実施する官保有ソフトウェアのインストール、環境設定、データ移行及び動作確認を支援する。
 - 5) 中央クラウド（仮称）が提供するサービスなどを受けるための設定作業などを実施する。
- c) **設置調整等** 設置調整等は、次による。
- 1) 賃貸借期間開始までに、搬入、据付け及び配線作業を実施する。ただし、細部は、官側との調整による。
なお、当該作業に必要な部材（LANケーブルなど）は、契約の相手方が準備する。
 - 2) 配線に関しては、官側と調整し、実施する。
 - 3) 契約の相手方は、必要に応じて当該装置を設置する場所のコンセントなどから各機器までの電源ケーブル（OAタップ）などの配線を実施する。
 - 4) 搬入、据付け、配線、インストール、設定及び調整作業に当たっては、現行システムの運用を努めて妨げない。
 - 5) 設置調整に関しては、耐震性を考慮する。
 - 6) 契約の相手方は、作業の期間中、建物その他を損傷しないように注意し、万一損傷した場合は、速やかに官側に報告するとともに官側の指示に従い、契約の相手方の責任及び費用負担によって修復を行う。
- d) **試験** 試験は、次の試験内容を、賃貸借期間前までに実施する。
- 1) この仕様書の機能及び性能を満足することを確認する。
 - 2) 試験の実施前までに、試験体制、試験スケジュール及び試験内容を記載した試験実施計画書を官側に提出する。
 - 3) この仕様書の機能及び性能を満足することを確認するために必要な試験を実施し、試験終了後、速やかに、試験結果を試験実施報告書として官側へ提出しなければならない。
なお、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”別添第5項に基づき、次の試験項目を含む必要な試験を実施しなければならない。
- 3.1) 環境設定されたパラメータの再確認
 - 3.2) 製造中及び設定作業中に利用したアカウントの削除の確認
 - 3.3) ウイルスチェック
 - 3.4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
 - 3.5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
 - 3.6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認

5.6 導入時教育

契約の相手方は、賃貸借期間の開始までに、教育に必要な資料を準備し、表7に示す教育を実施しなければならない。ただし、細部は、官側との調整による。

表7-教育

名称	教育対象部隊名		被教育者 (基準)	教育時間 (基準)
操作教育	伊丹	中部方面総監部付隊	9名	4時間
		中部方面情報隊		2時間
	千僧	第3師団司令部付隊		
	守山	第10師団司令部付隊		
	海田市	第13師団司令部付隊		
	善通寺	第14師団司令部付隊		
	座間	陸上総隊司令部日米共同部		4時間
	市ヶ谷	システム通信団中央基地システム通信隊		2時間
		システム通信団システム開発隊		
十条	陸上自衛隊補給統制本部	4時間		

5.7 保守

保守は、次による。

- a) **機能保証** 契約の相手方は、設置場所において目的の機能・性能を発揮し得る状態に保つことに努める。
- b) **保守サービス体制** 保守サービス体制は、次によることとし、契約の相手方は、何らかの不具合が生じた場合、速やかに復旧又は保全の措置を取り得る保守サービス体制を確保しなければならない。
 - 1) 保守期間は、当該装置の賃貸借期間に準ずる。
 - 2) 契約の相手方は、障害などの連絡について復旧又は保全の措置を採り得る保守サービス体制〔課業日、1日8時間（9：00～17：00）基準〕を確保する。また、24時間365日受付可能な連絡窓口を用意する。
 - 3) 障害等対応は、オンサイト対応とし、速やかに着手して障害発生日の翌課業日以内に復旧することを目安とする。
 - 4) 保守の対象機器に関する全ての障害などに対し、別に官側が契約する運用などの役務契約の相手方と協力して迅速に対応する。
- c) **保守計画** 保守計画は、次による。
 - 1) 契約の相手方は、保守点検の内容、実施体制及び実施方法などを記載した保守点検実施計画書を作成し、事前に官側へ提出して確認を受ける。
 - 2) 契約の相手方は、保守・点検業務を実施するに当たり、保守点検の範囲、保守体制、対応手順などを記載した保守業務実施要領書を作成し、事前に官側へ提出して確認を受ける。
 - 3) 契約の相手方は、保守作業を実施した後に、実施内容及び作業内容ごとの技術者名、作業時間などを記載した保守作業等報告書を作成し、保守点検後、速やかに官側へ提出する。細部は、官側との調整による。
 - 4) 契約の相手方は、消耗品一覧表及び交換部品一覧表を作成し、事前に官側へ提出して確認を受ける。
- d) **不具合の未然防止** 契約の相手方は、不具合の未然防止のため、表8の製品を1回/年を基準とし

て定期保守を行う。

なお、定期保守に関する内容については、保守計画に含める。

e) **障害対応** 契約の相手方は、障害対応として次の事項を官側と調整し実施する。

- 1) 何らかの障害が生じた場合には、速やかに障害の原因を探究し、特定する。
- 2) 障害の原因がソフトウェア（ウイルス対策ソフト以外の官保有のソフトウェアを除く。）又はハードウェアの設定にある場合は、ソフトウェアの再インストール、再設定などを行い、速やかに障害から回復させる。
- 3) 交換又は調整などを必要とする障害が発生した場合、契約の相手方は、速やかに構成品又は部品の交換、若しくは構成品などの調整によって、障害を除去し、機能を回復させる。
- 4) 記憶装置をもつ機器を廃棄、返却又は修理などのため、官側の施設から持ち出す場合は、5.3 i)を準用する。

なお、細部は、官側との調整による。

- 5) 表3のソフトウェアに係る問合せ（調査依頼）対応、技術提供及びソフトウェア改良版の提供によるソフトウェア単体保守を実施する。
- 6) 借上品に対する障害受付、現在の最適な状態への障害復旧・動作確認、保守に係る技術的な問合せ対応、借上品に係る障害対応手順の整備及び保守対応履歴情報の管理を実施する。
- 7) 重要障害のログ収集・原因調査及び調査報告、障害対処の調整、対処結果の報告並びに保守情報（全借上品の設定・構成情報）の管理を実施する。
- 8) 保守作業のために業務に支障をきたす可能性がある場合は、官側と協議し、障害などの内容及び対策方法を官側に報告する。
- 9) 消耗品の交換及び官側の過失による故障の場合を除き、修理に必要な部品等は、契約の相手方が準備する。
- 10) 導入初期状態への復旧・動作確認を実施する。
- 11) 障害発生後、速やかに官側に報告を実施するとともに、障害対処完了後、速やかに障害等報告書を官側に提出する。

f) **問合せ対応** 契約の相手方は、当該装置についての各種操作に関する問合せに対応する。

なお、問合せ対応受付時間は、課業日1日8時間（9：00～17：00）を基準とする。

g) **保守業務における情報資産管理標準シートの提出** 契約の相手方は、標準ガイドラインに基づき、情報資産管理標準シートを提出しなければならない。また、システムの構成等に変更が発生する場合は、変更後の情報資産管理標準シートを都度修正し、提出しなければならない。

5.8 品質管理

品質管理は、次による。また、“IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）”に基づき、次に示すサプライチェーン・リスクへの対応を行う。

- a) 当該装置は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み、組込み、その他官側の意図しない変更が行われない相応の管理、その他の契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質が保証されたものでなければならない。
- b) この契約の履行に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）は、官保有ソフトウェア等について前項 a)の品質管理と同等の管理を行うこととし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み、組込み、その他官側の意図しない変更を行わない

ものとする。

5.9 ソフトウェアライセンス

ソフトウェアライセンスは、次による。

- a) 契約の相手方が準備するソフトウェアについては、官側の利用が許諾されている事を証明するソフトウェアライセンス証書の写しを提出するとともに、適用する品名と借上時のバージョン番号を記載した、ソフトウェアライセンス一覧を賃貸借開始前までに、官側へ提出し確認を受けなければならない。

なお、契約の相手方は、官側が当該装置を利用するのに必要なライセンスを取得しなければならない。

- b) 日本マイクロソフト社のライセンスに関しては、防衛省向けE Aの適用を基準とする。

なお、OEM版又はDSP版の製品を有効に活用が可能な場合は、この限りではない。

- c) ライセンスの導入に当たっては、防衛省が保有するライセンスを有効活用し、最も効率的な形態とする。

5.10 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において第三者の有する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

- b) この契約において、第三者の知的財産権又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行ったときには、契約の相手方が一切を処理し、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。また、契約の相手方が、前項の必要な措置を講じなかったことによって官側が損害を受けた場合には、官側は、契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することが可能である。

- c) この契約の履行において著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。）が発生する場合、その権利は、次による。

- 1) 契約の相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物及び著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）の著作権について、提出書類を官側に提出した時に、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を官側に譲渡する。

- 2) 契約の相手方は、前項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。また、契約の相手方は、当該著作物の著作者が契約の相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

- 3) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用し及び複製（契約の相手方の指定するものの複製を除く。）することができる。

- 4) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約などに係る一切の手続を行わなければならない。
- 5) 官側は、契約の相手方から、1)によって官側に帰属した著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- 6) 前項5)にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上記1)によって官側に帰属した著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- d) 契約の相手方は、知的財産の取扱いの帰属などに関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し確認を受ける。

5.11 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について事前に官側と調整の上、官側の支援を受けてもよい。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水などの使用
- c) 官側の保もつ資料などの閲覧に関する事項
- d) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側で支援が必要な事項
- e) その他、官側が契約履行に必要と認めた事項

5.12 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－構成

A

表2－機能・性能

B

表3－ソフトウェア一覧

C

表4－設置場所及び数量

D

表8－定期保守一覧

番号	定期保守場所及び対象部隊		装置名	保守点検回数
1	伊丹	中部方面総監部付隊	作戦室大型表示装置 A165	2回／年
2			作戦室映像情報制御装置 A165	
3		中部方面情報隊	作戦室大型表示装置 B265	各1回／年
4	千僧	第3師団司令部付隊	作戦室大型表示装置 B165	
5	守山	第10師団司令部付隊	作戦室大型表示装置 C165	
6	海田市	第13旅団司令部付隊	作戦室大型表示装置 D165	
7	善通寺	第14旅団司令部付隊	作戦室大型表示装置 E165	
8	座間	陸上総隊 日米共同部	作戦室大型表示装置 A166	
9			作戦室映像情報制御装置 A166	
10	市ヶ谷	システム通信団 中央基地システム通信隊	運用支援装置 A166	
11		システム通信団 システム開発隊	会議室大型表示装置 B166	
12	十条	陸上自衛隊補給統制本部	作戦室大型表示装置 A167	
13			作戦室映像情報制御装置 A167	
14			講堂大型表示装置 A167	

注記 上記保守点検回数は、換装後2年目からとする。
換装後初年度は総監部付隊と陸上自衛隊補給統制本部のみ1回実施とする

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		事業概要
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
陸自クローズ系クラウド基盤の設計（設計事業）	設計									設計									陸自クローズ系クラウド基盤のシステム構成、移行、テスト、運用、保守に関する設計任務
陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計（設計事業）							設計	設計				設計	設計	設計					陸自クローズ系クラウド基盤の共通サービス及び管理サービス並びにサービス共通に係る設計任務
最適化演算共通サービス設計（設計事業）											設計	設計	設計	設計					最適化演算共通サービスのサービス設計及びシステム構成、運用等に関する設計任務
陸自クローズ系クラウド基盤のシステムインテグレーション業務（システムインテグレーション事業）			役務	役務	役務	役務	役務	役務	役務	役務	役務	役務	役務	役務					陸自クローズ系クラウド基盤の機器賃貸借及び保守事業、システム運用事業、アプリケーション改修事業、データ移行事業等の事業者間調整並びに収容対象システムからの陸自クローズ系クラウド基盤へのデータ受入等支援任務
陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境）（機器賃貸借及び保守事業）	据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和6年2月28日															陸自指揮システムの模擬環境として陸自クローズ系クラウド基盤へ構築するための機器賃貸借及び保守		
陸自クローズ系クラウド基盤借上（機器賃貸借及び保守事業）		据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和7年2月28日														陸自指揮システムのうち、陸幕システム、中方システムを陸自クローズ系クラウド基盤へ収容するための機器賃貸借及び保守		
陸自クローズ系クラウド基盤構成品の借上（増設）（機器賃貸借及び保守事業）		据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和7年2月28日														陸自クローズ系クラウド基盤借上構成増設のための機器賃貸借及び保守		
陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境）（その2）（機器賃貸借及び保守事業）			据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和8年2月28日														陸自指揮システムの模擬環境として陸自クローズ系クラウド基盤へ構築するための機器賃貸借及び保守	
陸自クローズ系クラウド基盤借上（その2）（機器賃貸借及び保守事業）			据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和8年2月28日														陸自指揮システムのうち、北方システム、東方システム、システム運用教育システムを陸自クローズ系クラウド基盤へ収容するための機器賃貸借及び保守	
陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境）（その3）（機器賃貸借及び保守事業）			据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和8年2月28日（予定）														陸自指揮システムの模擬環境として陸自クローズ系クラウド基盤へ構築するための機器賃貸借及び保守	
陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点）（その3）（機器賃貸借及び保守事業）			据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和9年1月31日（予定）														陸自指揮システム（指揮管理通信機能）、電磁波管理機能、地理情報システムを陸自クローズ系クラウド基盤へ収容するための機器賃貸借及び保守	
陸自クローズ系クラウド基盤借上（北方拠点）（その2）（機器賃貸借及び保守事業）			据付・調整	機器賃貸借及び保守 使用予定期間 ～令和9年2月28日（予定）														陸自クローズ系クラウド基盤借上（北方拠点）に伴い、北方拠点等に増設するための機器賃貸借及び保守	

図1-当該装置に係るスケジュール

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		事業概要		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期			
陸自クローズ系クラウド基盤借上(中央拠点) (その4) 機器賃貸及び保守事業																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和9年2月28日(予定)	陸自クローズ系クラウド基盤借上(中央拠点)に伴い、個別サービス関連器材を増設するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤借上(中央拠点) (その5) 機器賃貸及び保守事業																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和9年2月28日(予定)	陸自クローズ系クラウド基盤借上(中央拠点)に伴い、共通サービス・管理サービス関連器材を増設するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤借上(中央拠点) (その6) 機器賃貸及び保守事業																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和9年2月28日	陸自クローズ系クラウド基盤借上(中央拠点)に伴い、共通サービス・管理サービス関連器材を増設するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤借上(移行対応環境) (O6換装) (機器賃貸及び保守事業)																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和11年2月28日(予定)	陸自クローズ系クラウド基盤借上(O6換装)に伴い、移行対応環境を構築するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤借上(O6換装) (機器賃貸及び保守事業)																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和11年2月28日(予定)	陸自クローズ系クラウド基盤借上(O6)に伴い、共通サービス・管理サービス(最適化演算に係る器材を含む)を構築するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤借上(模擬環境) (O6換装) (機器賃貸及び保守事業)																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和11年2月28日(予定)	陸自クローズ系クラウド基盤借上(O6)に伴い、模擬環境を構築するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤借上(作戦室等用構成設備) (中部方面隊他) (O6換装) (機器賃貸及び保守事業)																			据付・調整	機器賃貸及び保守 使用予定期間 ～令和11年2月28日(予定)	陸自クローズ系クラウド基盤借上(O6)に伴い、中部方面隊他に構築するための機器賃貸及び保守
陸自クローズ系クラウド基盤の維持・整備 (システム運用事業)																				システム運用	令和元年度末收容システムを收容した陸自クローズ系クラウド基盤のシステム運用役務
陸自クローズ系クラウド基盤の維持・整備 (その2) (システム運用事業)																				システム運用	令和元年度末及び、令和2年度末收容システムを收容した陸自クローズ系クラウド基盤のシステム運用役務
陸自クローズ系クラウド基盤の維持・整備 (その3) (システム運用事業)																				システム運用	令和元年度末、令和2年度末及び令和3年度末收容システムを收容した陸自クローズ系クラウド基盤のシステム運用役務
陸自クローズ系クラウド基盤の維持・整備 (その4) (システム運用事業)																				システム運用	令和元年度末、令和2年度末、令和3年度末及び、令和4年度末收容システムを收容した陸自クローズ系クラウド基盤のシステム運用役務
陸自クローズ系クラウド基盤の維持・整備 (その5) (システム運用事業)																				システム運用	令和元年度末、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末及び令和5年度末收容システムを收容した陸自クローズ系クラウド基盤のシステム運用役務
陸自クローズ系クラウド基盤の維持・整備 (その6) (システム運用事業)																				システム運用	令和元年度末、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末、令和5年度末及び令和6年度末收容システム及び最適化演算共通サービスを收容した陸自クローズ系クラウド基盤のシステム運用役務
最適化演算共通サービスの技術支援																				システム運用	令和6年度末最適化演算共通サービスの技術支援役務

図1-当該装置に係るスケジュール (続き)

图2-构成图



E

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	-		仕様書番号
映像用受信機（デジタルインターフェース）	-		
	作成	令和 8年 1月 23日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部防衛部防衛課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、GS-C906707陸自クローズ系クラウド基盤作戦室等用構成品借上（中部方面隊用）に増設する映像用受信機（デジタルインターフェース）について規定する。

1.2 用語・定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

カタログ

この仕様書においては、製造者などの使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

GS-C906707 陸自クローズ系クラウド基盤作戦室等用構成品借上（中部方面隊用）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-品名・カタログ製品名

品名	カタログ製品名
映像用受信機（デジタルインターフェース）	梅沢技研 デジタルインターフェース ITF-8300RX

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。

6.2 連絡調整先

この役務において、契約担当官が所掌する事務以外に関する連絡調整先は、調達要領指定書によって指定する。

調達要領指定書	調達要求番号	5QBE1A10024
	調達要求年月日	令和8年1月27日
	作成部隊等	中部方面総監部防衛部防衛課
	作成年月日	令和8年1月27日
件名	映像用受信機（デジタルインターフェース）	
仕様書番号	-	

規定事項

仕様書の6.2

中部方面総監部防衛部防衛課 柏原 幸治（かしはら こうじ）

電話：072-782-0001（内線2352）

メール：g3sys-ma@inet.gsdf.mod.go.jp